

所沢市制施行70周年記念・所沢商工会議所創立70周年記念  
所沢市プレミアム付商品券事業約款

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 所沢市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した市内の事業者等を支援するため、所沢市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を発行し、地域消費者の購買意欲拡大等により地域経済と商業の活性化を図る。

2 商品券事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 商品券発行及び事業の運営・管理等は実行委員会が行う。

2 商品券発行事業の円滑な管理運営を図るため実行委員会事務局を商工会議所に設置する。

3 実行委員会の要綱は別に定める。

### (実施期間)

第3条 商品券事業の実施期間は、令和2年6月29日から令和3年3月31日までとする。

### (総発行額等)

第4条 商品券の発行総額は16億9千万円とする。

2 発行総額のうち販売総額は、13億円とし、その30%にあたる3億9千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (商品券の種類等)

第5条 発行する商品券の名称は「ところざわ応援商品券」とし、「地元パワーでコロナに勝つ!」をキャッチフレーズとする。

2 発行する商品券の種類及び枚数は共通券として千円券を78万枚、専用券として千円券を91万枚とする。

### (券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体
- ② 利用可能な金額、期間、商品等
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 返品、返金、売買、譲渡の対応
- ⑤ 釣銭対応
- ⑥ 紛失、盗難等の免責
- ⑦ 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

### (販売形式)

第7条 商品券の販売額は1冊1万円とし、1冊は千円券13枚を一綴りとする。

2 1冊13枚綴りのうち、6枚を共通券、7枚を専用券とする。

#### ① 共通券

市内の取扱店舗であればどこでも利用できる。

#### ② 専用券

大規模小売店舗立地法の対象店舗を除く取扱店舗のみで利用できる。

ただし、大規模小売店舗立地法の対象店舗内で営業している店舗のうち以下のいずれかの要件を満たす店舗であり、かつ大規模小売店舗立地法の対象店舗一体ではなく店舗（店子）ごとに申し込まれた取扱店舗については専用券が利用できる。

ア. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が営む店舗

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員の数
1. 製造業・建設業・運輸業・その他下記2～4以外の事業	3億円以下	300人以下
2. 卸売業	1億円以下	100人以下
3. サービス業	5,000万円以下	100人以下
4. 小売業	5,000万円以下	50人以下

イ. 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に規定する飲食店業を営む店舗。

### (販売対象者)

第8条 所沢市内在住者を対象とする。

### (販売限度額)

第9条 商品券の販売は一人あたり5冊を限度とする。ただし、二次販売を行う場合の販売限度額についてはこの限りではない。

### (販売方法等)

第10条 商品券の販売は専用応募ハガキまたはインターネットにより令和2年7月27日から令和2年8月20日（ハガキ：消印有効、インターネット：17:00）までに予約申込みを行い、応募者多数の場合は抽選するものとする。

2 応募は専用応募ハガキ、インターネットを含めて1人1件のみとする。

3 実行委員会は、応募者が商品券販売数に満たなかった場合の購入予約申込者又は、抽選による当選者に対して商品券引換通知を発送し、本条第4項及び第5項に定める販売場所及び販売期間までに商品券引換通知と引換えることにより商品券を現金にて販売する。

4 販売場所は所沢市役所本庁舎、松井まちづくりセンター、三ヶ島まちづくりセンターの特設販売所及び市内郵便局（25局）する。

5 特設販売所での販売は、令和2年9月26日（土）・27日（日）・10月3日（土）・4日（日）の4日間のみとし、市内郵便局（25局）での販売は、令和2年9月28日（月）から10月23日（金）までの平日のみとする。

(予約販売の無効と残分の処理)

第11条 応募者が商品券販売数に満たなかった場合の購入予約又は、抽選による当選者の購入予約は前条第5項に定める期日に商品券を現金で購入しなければ、無効とする。

2 応募者が商品券販売枚数に満たなかった場合及び抽選による当選者の引換販売終了後の売れ残った場合の商品券については二次販売を行うこととする。なお、二次販売を行う場合の販売場所、販売日時、販売方法については実行委員会が別途定めることとする。

(販売周知)

第12条 販売の周知方法は次の方法によるものとする。

- ① ところざわ応援商品券ホームページ
- ② 商品券販売案内チラシ
- ③ 広報ところざわ
- ④ 商工会議所会報「s o r a」
- ⑤ その他

### 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第13条 商品券の利用期間は、令和2年9月26日(土)から令和3年1月31日（日）までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用限度)

第14条 商品券の利用は1回あたり6万5千円を限度とする。

(利用範囲)

第15条 商品券の利用範囲は、本約款第22条に基づく取扱店舗登録事業所において商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供とする。

(利用制限)

第16条 次に掲げるものは、商品券の利用対象外とする。

- (1) 換金性の高いもの（金券、商品券、ビール券、ギフト券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
- (2) 宝くじやたばこの購入費、出資や債務の支払いなど
- (3) 土地家屋の購入代金
- (4) 公共料金の支払い（電気、都市ガス、水道等）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務委託営業」において提供される役務
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めたもの

(釣銭)

第17条 商品券の額面に満たない利用については本約款の趣旨を鑑み、原則として釣銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第18条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失等の責は、利用者が負うものとする。

(不正利用の損害)

第19条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

## 第4章 取扱店舗

(取扱店舗の登録資格)

第20条 商品券を取り扱うことのできる事業所（以下、「取扱店舗」という。）の登録資格は所沢市内の事業所等とする。

(取扱店舗の募集)

第21条 取扱店舗募集の周知方法は、次の方法によるものとする。

- ① ところざわ応援商品券ホームページ
- ② 取扱店舗募集チラシ
- ③ 商工会議所会報「s o r a」
- ④ その他

(取扱店舗の登録)

第22条 取扱店舗の登録を希望する事業所等は、インターネットまたはFAXにより登録申込書を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。

- 2 実行委員会は承認した事業所等へ商品券取扱店舗登録証明書を発行する。
- 3 取扱店舗登録時の参加費は無料とする。

(換金期間)

第23条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和2年9月26日(土)から令和3年3月12日(金)までとし、換金期間を経過した商品券は無効とする。

(換金方法)

第24条 利用者から受け取った商品券は事務受託会社にて回収し指定口座に振り込みを行う。

- 2 受託会社は委託契約に基づき、別に定める換金スケジュールに基づき換金代金を指定口座に入金するものとする。

(取扱店舗の責務)

第25条 取扱店舗は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面相当の物品販売、物品貸付、サービスの提供を行うこと。
- ② 実行委員会が配付する取扱店舗ポスター及びステッカーを見やすい場所に提示すること。
- ③ 他の商品券や共通券と専用券の違いを含め見本券等により取り扱いできる商品券であることを確認する。
- ④ 利用者から受け取った商品券には取扱店舗の印などを押印し、使用済商品券であることを明確にすること。
- ⑤ 他の取扱店舗の押印がある使用済み商品券や利用期間を過ぎた商品券は受け取りを拒否すること。
- ⑥ 見本券等を確認し、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- ⑦ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑧ 取扱店舗が購入した商品券の直接換金は禁止する。
- ⑨ 実行委員会が商品券発行事業に係る調査等を行う場合には拒むことなく協力すること。
- ⑩ 本約款に定める規則及び実行委員会からの指示事項。

2 本条に定める責務を怠ったことによる損害等の責任の所在は取扱店舗にあるものとする。

(取扱店舗資格の喪失等)

第26条 本約款第15条、第16条、第17条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合には換金の拒否、取扱店舗の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

(利用済商品券の管理)

第27条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失の責は、取扱店舗が負うものとする。

(届出事項の変更)

第28条 取扱店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(返還請求等)

第29条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合はプレミアム相当額の返還請求をし、実行委員会で審議し決定した処置を取ることができる。

- ① 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- ② 商品券を担保に供し、又は、質入れをすること。
- ③ 取扱店舗自らの商品仕入等に利用すること。

④ その他商品券の目的に反する行為。

(実行委員会の責務)

第30条 実行委員会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上は換金のために使用すること。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- ③ 商品券の保管は特に厳重に行うこと。
- ④ 商品券の盗難、紛失等が発生したときは速やかに取扱店舗に当該商品券番号を通知し、不正利用の防止に努めること。
- ⑤ 必要に応じ商品券発行事業に係る利用実態等の調査を行うこと。
- ⑥ 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な管理運営を行うこと。

(その他)

第31条 実行委員会が実施する所沢市プレミアム付商品券事業における事務委託先は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏埼玉支店とする。

附 則

本約款は、令和2年6月29日から施行する。